

投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ
(第 41 回)

平成 31 年 1 月 21 日 (月) 午前 10 時
日本証券業協会 第 3 会議室

議 案

1. 「契約締結前交付書面等の見直し」について

一口座開設時の対応について

一取引残高報告書等送付時の対応について

2. その他

以 上

「契約締結前交付書面の交付及びリスク・手数料等の説明方法の見直し」に関する詳細検討について

2019 年 1 月 21 日

1. 口座開設時

① 上記(※)の内容及び留意事項に違和感はないか ※2018/12/25 第 40 回会合資料2 P.1 参照

①-1 多くの証券会社にとって、「口座開設時」が顧客との接点となると考えられるが、各社の業容等に応じて、リスク等説明の入手方法の説明のタイミングは、必ずしも「口座開設時」には限られないのではないか。

⇒ 他にどのようなケースを想定しておくべきか。

①-2 リスク等説明の入手方法の説明について、来店顧客への店頭での対応が想定されているが、郵送その他の方法により非対面で口座を開設する場合についても準備しておくべきか。

⇒ わかりやすいリスク等説明の画面イメージを印刷したリーフレット等を説明資料として添えるなど工夫することで対応可能か。

①-3 「既定の前書面」や「リスク等説明の入手方法の説明が記載された書面」は、顧客に破棄されずに手元に置いてもらえるような工夫が必要ではないか。

⇒ 例えば厚手の紙やバインダー形式にする、約款集と一体化する、などの工夫を行うことまで定めておくべきか。

①-4 リスク等説明の入手方法等について説明をした or 受けたことを記録する必要があるか（営業員が記録する or 顧客が同意書・チェックリストに記入する等）。

⇒ 記録することは現実的か。記録が必要であれば、記録後、どれくらいの期間保管しておく必要があるか。

①-5 その他

② ホームページを有しない協会員はどのように対応するのか（日証協ホームページは利用できるか）

②-1 日証協ホームページを利用したいニーズはあるか。

⇒ 日証協からヒアリングすることによいか。

②-2 ホームページを有しない協会員は、リスク等説明の内容をわかりやすいリーフレット等にまとめ、メールや FAX により配信すること、あるいは店頭等で配付することができるか。

⇒ 交付頻度を定める必要はあるか。既存の前書面交付との違いは何か。

②-3 日証協ホームページを利用することができるとした場合、自社ホームページを有する協会員は利用できないこととしてよいか。

⇒ 多くの社の手数料テーブル等を掲載することは実務上困難ではないか。

②-4 その他

③ インターネット環境を利用できない顧客にはどのように対応するのか

③-1 顧客に対するリスク等説明の入手方法の説明の際、「インターネット環境を利用できるか」を確認すべきか。また、「今後インターネット環境を利用できなくなった場合にはお申し出ください」との説明も併せて行うべきか。

⇒ リスク説明の方法のひとつと考えれば、確認不要と考えられないか。

③-2 インターネット環境を利用できない顧客でも、今回の制度改正に伴い作成される、わかりやすいリスク等説明のメリットを享受できるようにすべきではないか。

⇒ リスク等説明の内容をわかりやすくまとめたリーフレット等を作成してはどうか。

③-3 その他

④ 既存顧客については、制度移行前最後の前書面送付の際に、上記(※)の説明を書面で行うことについて ※2018/12/25 第40回会合資料2 P.1 参照

④-1 「リスク等説明の入手方法の説明が記載された書面」と「リスク等説明の内容をわかりやすくまとめたリーフレット等」を送付等することによいか。

⇒ 取引残高報告書交付対象外顧客への対応は各社検討によいか。

④-2 その他

2. 取引残高報告書等送付時

⑤ 上記(※)の内容及び留意事項に違和感はないか ※2018/12/25 第40回会合資料2 P.2 参照

⑤-1 ① 目を通してもらいやすく、② 破棄されにくく、③ 投資に対する意識を新たにする 等の観点から取引残高報告書の利用が最適と考えるが、いかがか。

⇒ 他の送付物の利用、メール配信の方法も考えられるか。

⑤-2 リスク等説明の URL が記載されていることが認識しやすくする工夫とはどのようなものか。

⇒ 例えば、業界共通で利用できるピクトグラムのようなものを作成することも考えられるか。

⑤-3 わかりやすいショート URL の他にどのような方法があるか。

⇒ 例えば、「〇〇と検索してください」などサーチエンジンの検索窓を表示する、掲載場所を表示する(例:ホーム>●●>「リスク等説明」)なども考えられるか。

⑤-4 メール配信の方法を採る会社にあっては、送信時にエラーで戻ってきてしまった場合、書面を送付する必要があると考えるべきか。

⑤-5 その他

⑥ 記載する文面はどのようなものが良いか(統一するか)

⑥-1 複数の証券会社で取引する顧客等に混乱をきたさないため、取引残高報告書の欄外等への具体的な記載場所、文字の大きさ、記載内容等については業界内で標準化すべきか。

⇒ 各社の任意とすべきか。

【参考2: 取引残高報告書への誘導文言記載場所のイメージ】

⑥-2 以下のような説明文面が考えられるか(文面は仮置き)。

A) 短文型(残高明細等の欄外記載を想定)

上場株式や一般的な債券等に関する投資リスクや手数料等の費用については当社ホームページ[※1]の「リスク等説明」[※2](URL[※3])をご覧ください。

[※1]ホームページを有しない協会員の場合の誘導先について検討の必要あり。

[※2]「リスク等説明」は仮称。協会員で統一でき、かつ他での使用例が少ない用語を選定できるか。

[※3]紙の取引残高報告書からはハイパーリンクができないため、極力短いアドレスとすべき。

B) 中文型

A及びCの折衷型を検討。

C) 長文型(表紙部に記載の場合を想定)

上場株式等・新規公開株式等、個人向け国債・円貨建て債券・外貨建て債券(ともに単純な商品性のものに限る)に関する投資リスクや手数料等の費用については、当社ホームページの「リスク等説明」(URL)をご覧ください。これらの商品に関する契約締結前交付書面も掲載しています。スマートフォン等で下記QRコードを読み取っていただければ、直接ご覧いただくことも可能です。

⑥-3 その他

⑦ 取引残高報告書の送付対象ではない顧客にどのように周知するのか

⑦-1 上記⑤-1にあるとおり、取引残高報告書以外の送付物の利用、メール配信の方法や単体で送付することも考えられるが、その場合の具体的な方法についても業界内で標準化すべきか。

⇒ 各社の任意でよい。

⑦-2 その他

⑧ 上記⑦の顧客を含めて、送付記録は不要としてよい

⑧-1 「リスク等説明の入手方法の説明が記載された書面」の送付については、現在の1年に一度一斉送付する前書面の送付記録と同等の記録を残すべきと考えられるかどうか。

⇒ 記録不要とする考えはあるか。

⑧-2 開封確認は現在も行っていない認識でよい。

⇒ 説明義務については今回の改正とは直接かわからない認識でよい。

⑧-3 その他

以 上



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

参 考 1

契約締結前交付書面の交付及び リスク・手数料等の説明方法の見直し イメージ

2018/12/25
投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ

1. 口座開設時

口座開設時

取残等送付時

書面変更時

常時(取引時)

内容

証券会社



説明

書面交付

前書面

新規顧客



- 既定の前書面を交付し説明
- 「今後は、リスク等説明はホームページ等をご覧いただく」旨を説明
- 「前書面が必要な場合は申し出ていただきたい」旨も説明

留意事項

- 上記説明事項が記載された書面を交付(前書面・約款集・リーフレット等)

- リスク等説明の掲載場所の参照方法を丁寧に説明すること(店頭PCやタブレットでの実演等)
- 「毎年書面がほしい」と申し出る顧客には真摯に対応すること(記録等)

検討事項

- ① 上記の内容及び留意事項に違和感はないか
- ② ホームページを有しない協会員はどのように対応するのか(日証協ホームページは利用できるか)
- ③ インターネット環境を利用できない顧客にはどのように対応するのか
- ④ 既存顧客については、制度移行前最後の前書面送付の際に、上記の説明を書面で行うことについて

2. 取引残高報告書等送付時

口座開設時

取残等送付時

書面変更時

常時(取引時)

内容

- 取引残高報告書の欄外等に、リスク等説明が掲載されているホームページ等のURLを記載
- 又は、他の郵送物送付(電子交付を含む)時にリスク等説明が掲載されているホームページ等のURLが記載された書面を同封

証券会社



書面交付

取引残高
報告書

.....
.....

顧客



※ 取引残高報告書は、法令上、直近1年間に取引又は有価証券・金銭の受渡しがあった場合、3か月に1回以上の頻度で顧客への交付が求められている。
表紙(送付状)、残高明細部及び取引明細部で構成。

留意事項

- リスク等説明のURLが記載されていることが認識しやすくする工夫をすること
- リスク等説明のURLは、わかりやすさと打ち込みやすさに配慮(ショートURL等)すること
- インターネット環境を利用できない顧客へのメッセージを記載すること

検討事項

- ⑤ 上記の内容及び留意事項に違和感はないか
- ⑥ 記載する文面はどのようなものが良いか(統一するか)
- ⑦ 取引残高報告書の送付対象ではない顧客にどのように周知するのか
- ⑧ 上記⑦の顧客を含めて、送付記録は不要としてよいのか

【参考】取引残高報告書への誘導文言 記載場所のイメージ

口座開
設時

取残等
送付時

書面変
更時

常時(取引時)

案1. 表紙(送付状)部

顧客住所 氏名	送付案内
目次等	リスク等説明掲 載ページへの 誘導文章
	QR コード

- 送付案内を記載している部分に、「リスク等説明」掲載ページへの誘導文章を記載してはどうか
※ 各社によりレイアウト等は異なる
- 下部にQRコードを印字することも可能か

案2. 残高明細部又は取引明細部

預り残高明細又は取引明細
リスク等説明掲載ページへの誘導文章

- 預り残高明細又は取引明細の欄外注記に、「リスク等説明」掲載ページへの誘導文章を記載してはどうか
- 欄外に文章記載は可能か

3. 常時(取引時等)

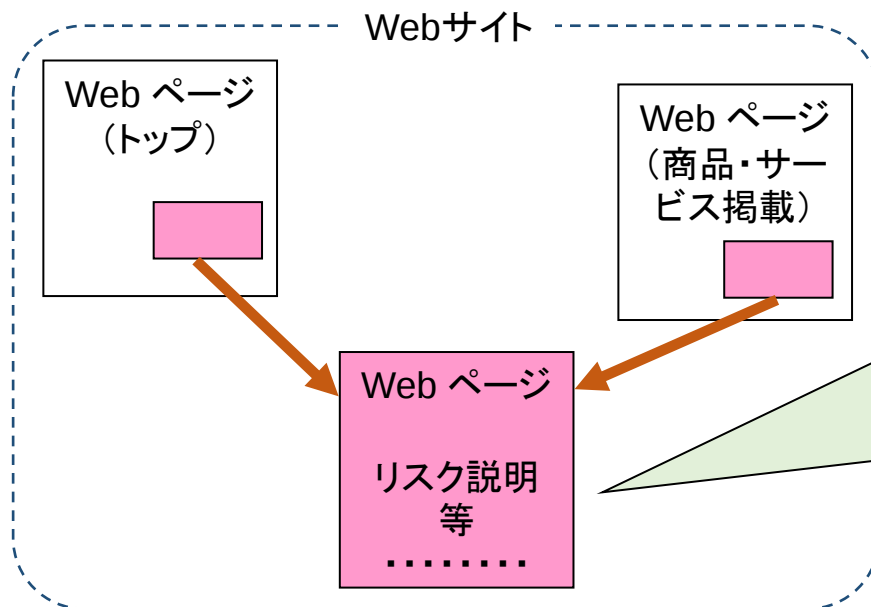
口座開
設時

取残等
送付時

書面変
更時

常時(取引時)

内容



- ❑ 所定のわかりやすいページ(導線をわかりやすく、階層を深くしない)にリスク等説明を掲載
- ❑ 常時アクセス可能な環境を維持するため、基本的にページのURLは変更しない
- ❑ 前書面のPDFも同じページに掲載(URLリンクも可)
- ❑ 申し出により前書面を送付することも可能である旨を記載

留意事項

- リスク等説明は投資初心者を含めてわかりやすいものとする
- 他の商品・サービス掲載ページからも容易にアクセスできるよう工夫すること
- スマートフォンでの利用を意識した構成とすること

検討事項

- ⑨ 上記の内容及び留意事項に違和感はないか
- ⑩ リスク等説明の内容やレイアウトは業界統一すべきか、考え方のみ示すべきか
- ⑪ 当該URLの閲覧履歴の確認・記録は必要ないとしてよい
- ⑫ リスク等説明の理解度が低いと思われる顧客への別途対応は必要か

4. 書面記載事項変更時

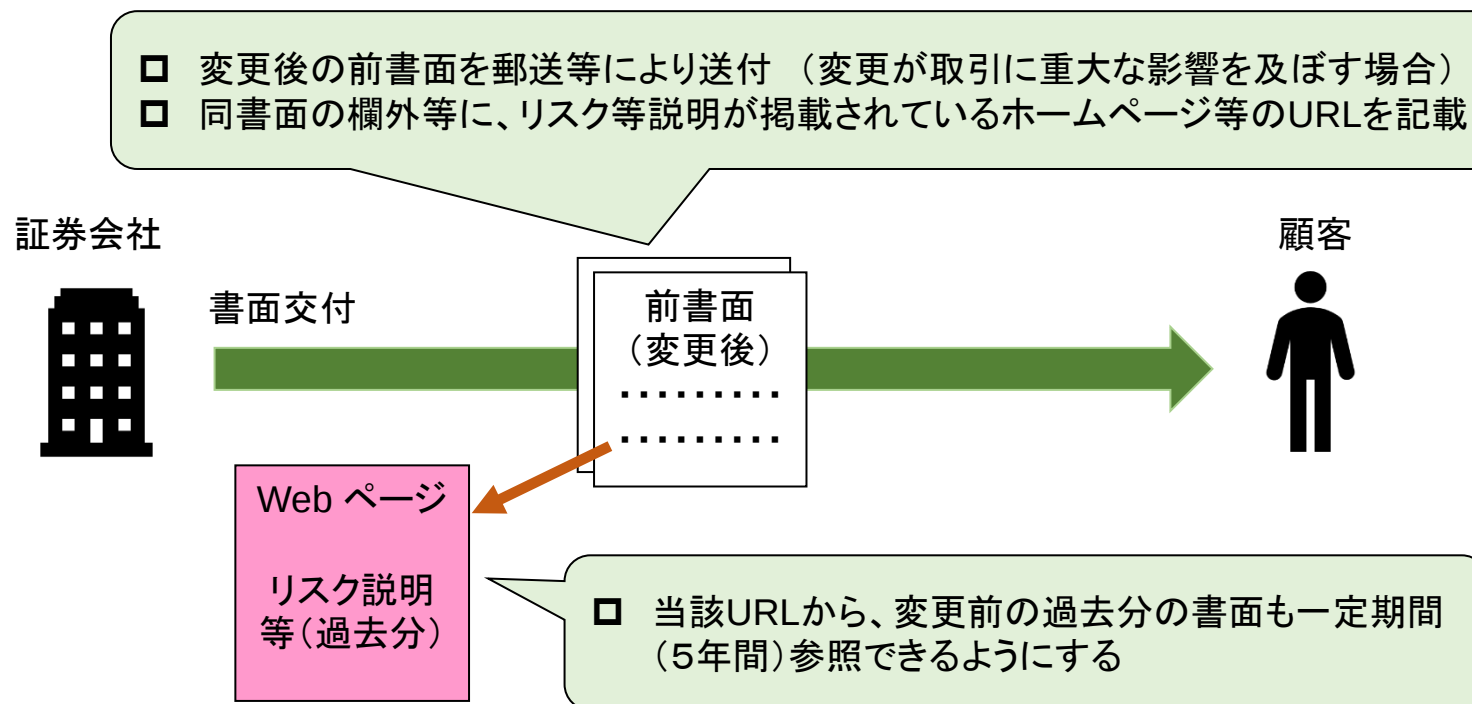
口座開設時

取残等送付時

書面変更時

常時(取引時)

内容



留意事項

- リスク等説明の変更点をわかりやすく記載すること

検討事項

- ⑬ 上記の内容及び留意事項に違和感はないか

その他の検討事項

⑭ 本見直しの対象とするのは、一定のプレーンな商品やサービスに限定すべきか

金融商品取引に関する商品・サービス

仕組債、投資信託、事業型ファンドなど・・・販売時は個別説明

多くの業者が**毎年全ての顧客に対して
前書面等を交付**

- ① 上場有価証券等(会員によっては新規公開株式等を含む)
- ② 個人向け国債
- ③ 円貨・外貨建て債券(複雑な仕組みや特約等のないプレーンなものに限る)
- ④ 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替契約

⑮ 顧客に特に理解してもらうべき前書面上の重要な記載項目は何か

⇒ Webページに何を書くか？

【参考2】取引残高報告書への誘導文言 記載場所のイメージ

口座開
設時

取残等
送付時

書面変
更時

常時(取引時)

案1. 表紙(送付状)部

顧客住所 氏名	送付案内
目次等	リスク等説明掲 載ページへの 誘導文章 QR コード

案2. 残高明細部又は取引明細部

預り残高明細又は取引明細
リスク等説明掲載ページへの誘導文章

長所

- 全ての顧客に共通の場所(最初のページ)に記載が可能
- 比較的スペースに余裕があると思われ、かつ大きな字で記載することが可能となるのではないか
- QRコード印字により、直接スマホでリスク等説明ページを読んでいただくこともできるのではないか

短所

- 表紙又は目次ページと認識され、読み飛ばされるおそれはないか
- 他に送付案内がある場合の記載順をどうするか、また埋没してしまうおそれはないか

- 顧客が確実に読むページと考えられる
- 記載されている保有商品又は取引商品(プレーンなものに限る)のリスク等を参照しやすくなるので有意義と言えるのではないか

- 預り残高明細又は取引明細が数ページにわたる場合もあり、逆に預りなし又は取引なしとなる顧客も存在するが、レイアウト上等の問題はないか
- 欄外であるため、小さな文字での記載となるおそれはないか
- 全ての商品のリスク等が記載されるわけではないので、かえって誤解が生じないか